

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分並びに同年〇月〇日付けで請求人に対してした同法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、Aに雇用され、B所在のC看護専門学校（以下「事業場」という。）において、看護教諭として就労していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日頃から頸部痛と背部痛が増悪し、その後目眩、嘔気が出現し、排泄障害や全身不全麻痺が増悪したという。請求人は、D医療センター受診を経て、平成〇年〇月、E病院を受診し、「上位頸椎損傷疑い、頸髄不全損傷疑い」と診断され、同年〇月、F病院整形外科を受診し、「頸髄不全損傷」と診断され、さらに、同年〇月、同病院眼科を受診し、「両眼外転神経不全麻痺、動眼神経不全麻痺」の傷病名（以下「両眼外転神経不全麻痺等」という。）が加わった。
- 3 本件は、請求人が本件傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、事業場における業務上の負荷となる出来事が原因で本件傷病を発症した旨主張しているので、以下検討する。

(2) 頸髄不全損傷についてみると、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、傷病名を「頸髄不全損傷」としているが、職場での過重労働との関係については判断不能としている。また、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、傷病名を「頸髄損傷疑い」とし、業務による身体負荷の蓄積では発症しないとしている。さらに、I医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「頸髄不全損傷の疑い等と診断するが、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで画像所見に変化は認められず、臨床所見についても事業場に入社する前の平成○年○月○日から不変である。請求人が訴える各症状は、事業場における業務上の負荷となる出来事によっては、起こりえない。」と述べ、請求人が訴える症状と事業場における業務上の負荷となる出来事との相当因果関係を否定している。

当審査会としても、各医師の医学的見解を始め一件記録を精査したところ、決定書理由に説示するとおり、請求人が訴える症状と事業場における業務上の負荷となる出来事との相当因果関係を認めることはできないと判断する。

(3) 次に、両眼外転神経不全麻痺等についてみると、J医師は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人が平成○年に交通事故により受傷した事実にふれた上で、要旨、「頭部CT検査で異常所見は認められないものの、外転神経が頭部衝撃による圧迫を受けている可能性がある。」と述べているが、事業場

における業務上の負荷となる出来事との相当因果関係については意見を述べていない。一方、K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「一般的に外転神経麻痺等は、外傷、脳梗塞、脳腫瘍、脳動脈瘤、多発性硬化症等の疾患によって生じることが多く、事業場における業務上の負荷となる出来事が、発症の原因となることは考えにくい。」と述べ、当該傷病と事業場における業務上の負荷となる出来事との相当因果関係を否定している。

当審査会としても、両医師の医学的見解を始め一件記録を精査したところ、決定書理由に説示するとおり、請求人の両眼外転神経不全麻痺等と事業場における業務上の負荷となる出来事との相当因果関係を認めることはできないと判断する。

(4) さらに、請求人は、変形性頸椎症及び変形性胸椎症についても業務上である旨主張しているところ、この点、診療に当たったH医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、変形性頸椎症及び変形性胸椎症は加齢に伴うものである旨述べ、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「変形性頸椎症及び変形性胸椎症の診断は平成〇年〇月〇日に撮影された画像所見によるものであるが、事業場における業務上の負荷となる出来事によって発症するものではない。」と述べ、当該傷病と事業場における業務上の負荷となる出来事との相当因果関係を否定しており、当審査会としても、請求人の変形性頸椎症及び変形性胸椎症と事業場における業務上の負荷となる出来事との相当因果関係を認めることはできないと判断する。

(5) したがって、当審査会としても、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(6) そのほか、請求人の主張及び一件記録を子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。